

関係者の皆様

令和7年12月25日
鳥取労働局長

行政文書の誤廃棄について

このたび、鳥取労働基準監督署（以下「鳥取署」という。）において一部の行政文書を誤って廃棄したことが判明いたしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第68条第2項に基づき、下記のとおり事案の概要等を公表いたします。

このような事態を招き、ご迷惑をおかけした全ての皆様に対しまして深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

記

1 事案の概要

鳥取署において、保存期間は満了したものの、内閣総理大臣の廃棄に関する同意（以下「同意」という。）が得られていない文書を誤って廃棄したもの。誤廃棄した行政文書は、以下のとおりです。

- ①災害調査復命書綴（2017年度）
- ②災害調査等処理経過簿（2017年度）
- ③労働者死傷病報告綴（2017年度）
- ④安全衛生指導復命書（2017年度）

2 記載されていた個人情報

災害発生状況、災害発生事業場名、災害発生年月日、安全管理担当者職氏名、被災労働者の氏名、年齢、職種、経験年数、傷病部位および傷病名

3 発生原因

- (1) 廃棄対象文書と廃棄協議取下げの事実について、組織的に管理を行っておらず、鳥取署における廃棄対象文書の所在確認時のほか、鳥取労働局及び鳥取署の双方で廃棄対象一覧をチェックする際に、同意取下げ文書に係る認識を欠いていたこと。

- (2) 廃棄対象外文書について、通常の保管場所とは別に保管する、廃棄不可である旨の表示を行う等の対応を行っていなかったこと。
- (3) 保存期間が満了し、内閣府へ廃棄協議中であった行政文書について、開示請求に係る対応を行った際に保存期間延長等の事務処理がなされていなかったこと。

4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

当該文書は、廃棄業務を委託する事業者へ引き渡し後、溶解処分されたことを確認しており、二次被害のおそれはありません。

5 本件に関する連絡先

鳥取労働局健康安全課

課長 丹生伸英

課長補佐 市村英二

電話 0857-29-1704